

寿都町新型コロナ予防接種実施要綱

(目的)

第1条 町が実施する予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による新型コロナ予防接種（以下「予防接種」という。）について、新型コロナ感染症の発病予防と重症化防止を図るため、予防接種の被接種者に対して経費の一部を補助し、もって健康な日常生活の安定に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に住所を有する次の各号に掲げる者であつて、予防接種の被接種者とする。

(1) 予防接種の日において65歳以上の者

(2) 予防接種の日において60歳以上65歳未満であつて、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めている者

(予防接種の実施)

第3条 この事業は、別に指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）と別記第1号の業務委託契約書をもつて締結し、予防接種を受けようとする者は、指定医療機関において、予防接種を受けるものとする。

2 指定医療機関以外で予防接種を受けようとする者については、その医療機関の指示により接種を受けるものとする。

(予防接種の費用)

第4条 予防接種にかかる費用の負担については、予防接種1回につき予防接種に要した費用の2分の1以内の額とし、町負担分を1回につき上限7,500円とする。指定医療機関における接種料金から町負担分を控除した額を、指定医療機関以外で予防接種を受けた場合は全額を負担しなければならない。ただし、生活保護世帯については、全額町が負担するものとする。

(費用の請求)

第5条 指定医療機関は、委託契約書による委託料を請求するものとする。尚、請求書には、予診票を添付するものとする。

2 町長は、対象者が前条の規定により、指定医療機関以外で予防接種を受け、自己負担により費用を支払ったときは、別記第2号の予防接種料金償還払申請書に領収書及び予診票を添付し、町長に申請するものとする。

(健康被害の処理)

第6条 予防接種に起因する健康被害が生じたときは、第2条第1号及び第2号に規定する者については予防接種法第12条に基づき処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

この要綱は、令和7年10月1日から適用する。

別記第2号様式（第5条関係）

予防接種料金償還払申請書

年 月 日

寿都町長 様

住所 寿都郡寿都町字

氏名 印

予防接種料金の支給を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

記

接種者	住所	寿都郡寿都町字 町		電話番号				
	氏名			生年月日	年 月 日			
医療機関	名称							
	所在地							
医療機関等の発行した領収書			円					
支払先	金融機関							
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義							
決定欄	下記のとおり決定することとしてよろしいか伺います。		決定年月日	課長	主幹	係長	係	
			・	・				
内訳	・生活保護 ・その他	償還金額 円						
摘要	○予防接種名 () ○添付書類 ・領収書の原本または写し ・予診票の原本または写し							